

# 米国における事業撤退と解散

## 北川リサ美智子弁護士

CALIFORNIA, TEXAS, GEORGIA AND NEW YORK 弁護士 米国連邦最高裁判所認定弁護士・東京大学研修・京都大学法学修士

#### 概要

今回は、米国でビジネスを行っている会社(法人)の事業撤退、解散の手続きについて紹介する。

会社(法人)は永続性のある自主的な法的単体であり、米国の州の全ての年間報告や納税の義務を果たしているという条件の下、大抵の場合、事業を停止したとしてもその存在は継続する。法人は特定の州で設立される。もしその法人が設立された州以外の州で事業を行う場合、その他の州においても事業許可の申請をしなくてはならない。

法人は自主的な組織であり、一般的には、法人が州から事業撤退または解散するために必要となる書類などを提出しない限り、存続していると見なされる。年間報告や税金の支払いを怠った場合、事業停止にもなり得る。州での登録を維持する際の年間コストを考えると、法人の設立された州や事業資格のある州での活動を定期的に調査し、その州での事業の撤退、または解散を決めていくことが重要となる。

法人は事業撤退、または解散の申請をしない限り、登録している各州に対し、年間報告と納税に対応しなければならない。正式に撤退しない場合、その州政府に対する年間報告と納税の義務は存続する。そして年間報告と納税を怠った場合、事業停止や罰金を科されることになる。ある特定の州での事業状態が良くないと判断された法人は、訴訟の際に弁護するための申請ができず、州から民事罰や罰金が科される。またその後、その州での全てのビジネスの継続を禁じられてしまう。また、これは法人の責任だけにはとどまらない。幾つかの州では、法人の納税または確定申告の責任がある役員や従業員が、支払いや申告に対して意図的にその義務を怠った場合、役員や従業員にまで責任を負わせるといった州の法令を採用している。

州への登録後、年間報告書を申請し、期間内に納税しなければ、罰金を支払うことになる。例えば、ビジネスを精力的に行っていなくても、カリフォルニア州の全法人は以下の事項が義務付けられている。(1)年間、最低800ドルの事業税の支払い(2)取締役の選出と役員の任命を行う年次株主総会、年次取締役会の開催、および、それらの会議の議事録の保管・管理(3)州政府への年間報告書の申請およびその申請費用の支払い、そして(4)事業税を取り締まる当局への年次所得税申告。全てのカリフォルニア法人は、事業による収入がなく、また事業が行われなかったとしても、これら四つの全項目に応じる必要がある。

また活動していない法人でも、州政府へ事業撤退証明書または解散証明書を提出するまで、毎年の年間報告書の提出や納税を継続する必要がある。法人に対し、米国のほとんどの州では同様の必須条件を設けている。法人は、それらの事業撤退や解散の手続きに従うべきである。事業を一度もしていない、またはオペレーションが停止状態にあっても、法人は、事業撤退や解散の正式な手続きを行う必要がある。

営業許可を取得した州から事業撤退する際には、法人を設立した州ではなく営業許可を取得した州から撤退する必要がある。法人を設立した州の法人を閉鎖する場合は解散と呼ぶ。

#### 事業撤退

法人が事業を縮小または停止した場合、その法人が営業許可を得ている州から撤退する手続きの申請をする必要がある。撤退とは、法人として設立した州以外で、管轄外法人としてビジネスを行う許可を得た権利を放棄するプロセスとなる。

法人が、ある州で管轄外法人として事業停止を決めた場合、「登録」の取り消し手続きを行わなくてはならない。これは管轄外法人として ビジネスを停止するが、本拠州での事業運営は継続するということを意味する。事業から撤退する場合は、一般的に州政府のオフィスに 事業撤退証明書を申請する。解散と同じく事業撤退の過程では、納税処理の証明書が発行され、州政府に提出できるよう、最終申告を 申請する。州により、納税処理の証明書が発行されるまでに何カ月も要する場合があり、過去の例では2年かかったケースもある。

#### 解散

法人解散の理由として挙げられるのは、株主の引退や身体的問題、また、他の企業団体による法人買収や他の企業との合併、または事業の失敗などである。法人解散の必要条件は州によって異なる。カリフォルニア法人を解散するためには、以下の手続きが必要となる。

#### 1. 法人解散のための投票

カリフォルニア法人の運営停止が決まった場合には、取締役員が株主に法人解散の提案をすべきである。少なくとも50%の投票権を持つ株主が、会議または同意書にて、解散する意向の投票がなされなくてはならない。小規模の法人については株主が少ないため、同意書での解散の方が効率が良い場合がある。取締役会の提案と株主の評決は、議事録に記録しておくべきである。解散について満場一致で合意が得られなかった場合、法人は州政府へ閉業と解散選択の証明書を申請する必要がある。

#### 2. 閉業・清算、債権者と他者への通知

株主が解散を承認すると投票した後、法人は全ての業務を終了する必要がある。重要な課題としては、未払いの全ての請求書に対する支払い、法人の負債およびライアビリティーに対する支払い、またはそれに見合う金額の保留、その後に残った資産を清算し株主へ分配といった事項が考えられる。この場合、法人の最も重要な義務は、税金や負債などを含む全てのライアビリティーに対する支払いとなる。法人は、全ての債権者、請求者、また解散に反対した株主に対しても同様に、閉業を書面で通知する義務がある。全てのライアビリティーが弁済されるまでは、資産の清算や分配手続きが開始されない場合がある。

#### 3. 解散証明書の申請

法人が閉業業務を完了した後、州政府へ解散証明書を申請する必要がある。解散証明書提出の際は、以下の書類も同時に提出しなくて はならない。

- (1)法人として、完全に閉業と解散をしたということを証明する書類
- (2) 税務当局へ最終申告を行った、またはこれから申告を行うということを記した文書
- (3)知る限りの負債とライアビリティーが全て実際に支払われた、また法人の資産から許す限り、または十分適切に支払われた、また法人が知る限りでは、負債やライアビリティーは負っていないと書き記した文書
- (4)法人が把握している資産は、それを受け取る資格のある者に分配された、もしくは、法人が知る限り資産を所有していない、といった 旨が書かれた文書。

#### 4. 政府と州の税務当局への解散通知

必要な解散書類が州政府へ申請された後、法人は解散を内国歳入庁(IRS)と州の税務当局(FTB)へ通知する義務がある。税務クリアランス証明書が発行され、それを州政府に提出できるように、この過程では全ての最終申告を行う必要がある。最終申告は「Final Return」と記されるべきである。カリフォルニア州は税務当局への税務クリアランス証明書の必須条件を除外したが、今でも米国のほとんどの州が最終申告の申請後、州政府への税務クリアランス証明書の提出を義務付けている。なお、カリフォルニア州以外の州で登録している法人が、税務クリアランス証明書を取得する際に数カ月かかり、取得に2年かかった事例も何件かある。このように税務クリアランスの手続きが遅い州もあり、法人が法的に存在している間は、事業税や所得税の納税義務が継続する可能性もある。このため、解散(または事業撤退)の手続きを完全に遂行することはとても重要である。

### 5. 口座とクレジットラインの閉鎖、ライセンスのキャンセル、州外登録の終了

法人の解散後にも、幾つかの事務処理が必要になる場合がある。これらの事務処理には、銀行口座、業者口座、法人のクレジットラインの 閉鎖が含まれる。また、特別なライセンス、許可書、ビジネス名義書のキャンセルも必要となる。もし法人が、他州での登録または業務の許可を得ている場合、その州から撤退するために、各州に対し別途、事業停止を申請する必要がある。

#### 結論

法人が米国の各州から事業撤退または解散する際には、慎重にオプションを考慮するべきだ。各州の要求事項に応じない場合、法人、役員そして従業員に責任が及ぶからである。州からの事業撤退または解散するときには、経験を積んだ米国の企業弁護士に相談することをお勧めする。



北川&イベート法律事務所は、全米に渡る主に日系企業専門の米 国ビジネス法律事務所である。王手法律事務所に対する仲裁・裁 判を含む勝訴の実績を持ち、同事務所の勝訴が Wall Street Journal、Chicago Tribune、Reuters 及び Los Angeles Times 各誌でも 紹介された。訴訟・仲裁・裁判・契約法・会社法・合併・吸収・ 無税再編成・不動産法等において多種多様な業界にて経験豊富で ある。弁護士人は California、Texas、Georgia、New York、 Nevada、Alabama 州において資格を所有しており、日英両語堪能 なチーム。 北川 リサ 美智子 弁護士 Lisa M. Kitagawa, Esq. California, Texas, Georgia, New York KITAGAWA & EBERT, P.C. (MAIN) 300 Spectrum Center Drive, Suite 960 **Irvine, CA 92618** (TEXAS) (By Appt.) 5851 Legacy Circle, 6th Floor Plano, TX 75024 Tel (949) 788-9980 Fax (949)788-0918 info@japanuslaw.com カリフォルニア州・テキサス州・ジョージア州 ニューヨーク州弁護士 東京大学研修 • 京都大学法学修士 経験専門技術、道徳性においては 全米AV Preeminent Martindale Hubbell Rated 米国弁護士協会会員 米国連邦最高裁判所認定弁護士